



保管金の電子納付について

福岡地方裁判所保管金係

便利になる点

保管金提出書の提出は不要になります。

電子納付をした保管金については、保管金提出書を裁判所へ提出する必要はありません。

電子納付をする場合には、原則として手数料がかかりません。

電子納付では手数料が不要です（ただし、取扱金融機関によっては必要となる場合もあります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。）

あらかじめ登録した銀行口座に還付されます。

電子納付をした保管金について、事件が終了したなどにより残金が還付される場合、あらかじめ利用者登録の際に指定した銀行口座に自動的に振り込まれます。

電子納付の流れ

まず利用者登録(事前登録)をしてください。

利用者登録申請書は、裁判所窓口（出納課保管金係）にてご用意しています。申請書に必要事項を記入して、郵送もしくは窓口へ直接提出してください。

「利用者登録コード」と「初期パスワード」を発行します。

※この「利用者登録コード」は、全国の裁判所で共通して利用できます。

電子納付を希望する旨を教えてください。

裁判所手続の申立書等に電子納付する旨を記載し、併せて「利用者登録コード」を付記してください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。

さあ、電子納付をしましょう。

インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を利用して、原則として24時間365日いつでも電子納付をすることができます。その際には、お渡しした保管金提出書に記載された収納機関番号等が必要になります。

※ゆうちょ銀行、福岡銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行等のPay-easy（ペイジー）対応のATMでご利用できます。

（Pay-easy（ペイジー）についての詳しい内容は<http://www.pay-easy.jp/>をご覧ください。）

ペイジーマーク
このマークのある金融機関の

保管金提出書（一部）

	以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。	登録コード
収納機関番号	納付番号	確認番号

収納機関番号、納付番号、確認番号
電子納付をするためには、これらの番号が必要に

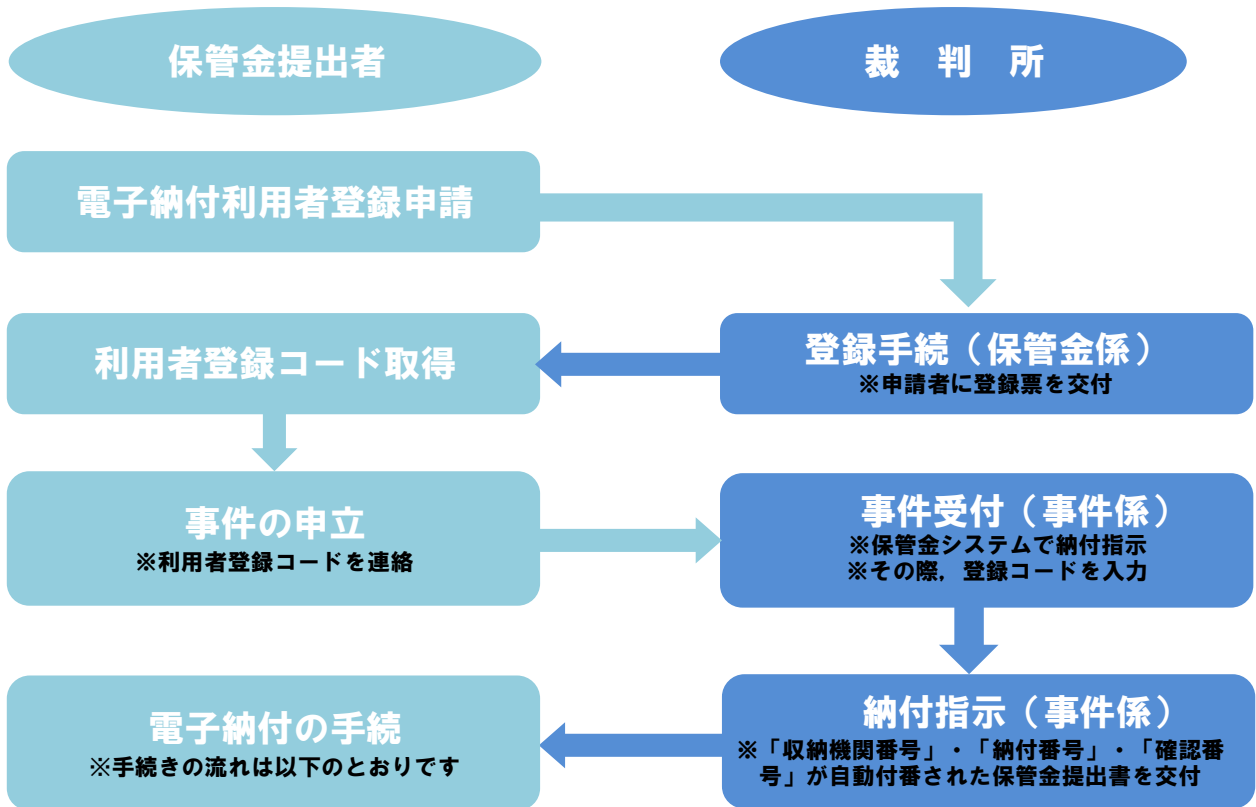
窓口納付にも使えます

利用者登録した情報は、現金納付や当座納付にも使えます。

保管金提出書の記入の手間を省けます。

※現在のところ、民事執行事件における買受申出保証金及び売却代金は、電子納付によることができません。

電子納付のイメージ



電子納付の手続の流れ

